

市報まつうら有料広告掲載事業仕様書

(抜粋)

(2) 広告の制作・掲載

(広告仕様)

- ①広告枠は、1 枠を縦 44.5 mm×横 85 mmとする。ただし、2 枠分を使用する場合の枠は縦 44.5 mm×横 178 mmとする。
- ②広告は、「暮らしの掲示板」及び「連載コーナー」の 4 ページ・各 2 枠、計 8 枠とし、ページの最下部に掲載する。
- ③刷色は 4 色刷りとする。ただし、広告の内容は、市の広報媒体としての公共性、品位及び信頼性を損なう恐れのないよう配慮し、次のことに注意すること。
 - ・ 広告枠内の背景は、原則白色とする。
 - ・ 写真を使用する場合は、枠内 1／3 以内とする。
 - ・ 広告主名・住所・連絡先は必ず入れること。
- ④広告枠の罫線は、1 mm程度とする。